

留萌北部地域子ども発達支援センター事業

委託業務仕様書

1 委託業務名

留萌北部地域子ども発達支援センター事業委託業務

2 業務目的

留萌北部地域に居住する障害を持つ児童及び発達に課題がある児童に対し、特性や発達の状況を踏まえた適切な支援を実施するとともに、保護者への相談支援及び地域の関係機関への療育的視点からの助言を行うことで、留萌北部地域の療育支援体制の整備・促進を目的とし、留萌北部地域子ども発達支援センターは設置されている。

その中で、現在の多様化する子どもの発達や障害に関する保護者の支援に対応するには、子どもの特性や保護者の様々なニーズへの対応や専門性をもつ民間事業者とともに、職員確保など十分な支援体制の構築及び適切な支援の実施並びに関係機関との連携策を早急に築く必要がある。地域の療育を担う中核機関である当該センターを町と共に運営できる事業者を公募・選定し事業委託することで地域として療育の充実を図ることを目的とする。

3 業務概要

業務目的を達成するため、本業務では主として以下の事業を実施する。

(市町村子ども発達支援センター業務)

- ① 保護者からの相談対応・発達に遅れのある子どもに対する発達に関する評価を行う個別支援
- ② 発達支援に関する会議の開催
- ③ 保健師や保育所・学校等関係機関との連絡調整
- ④ 地域住民または保育所・学校関係機関の職員を対象とした研修会の開催

(児童発達支援事業)

- ① 発達に遅れのある子ども及び障害のある子どもに対して、個別の支援計画を作成し「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営んで行くことに資する指導を行う。
- ② 障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、可能な限り地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図って行くこと。
- ③ 家族が安心して子育てを行うことができるよう、様々な家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。
- ④ 支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等との連携、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

(放課後等デイサービス)

- ① 発達に遅れのある子ども及び障害のある子どもに対し、個別の支援計画を作成し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流を促進できるよう学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験を通じて個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図っていく。
- ② 子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちを保障する視点から、専門的な知識・経験に基づきバックアップする後方支援の役割。
- ③ 子育てに関する悩みに対する相談、家庭内での養育等について助言等支援、保護者の時間を保障するためにケアを一時的に代行する支援を行う。

4 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで

5 予算上限額

金 19,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

6 企画提案を求める内容

2 業務目的、3 業務概要との整合性に留意した上で、天塩町と協議の上、企画書を作成・提出すること。企画提案する内容は以下の項目とし、見積書（任意様式）を添付して金額の適正性を担保すること。

(1) 業務遂行能力等事業者としての審査基準

- ① 団体として健全な運営が図られているか。
- ② 業務運営にあたり専門職の配置等の人的能力、組織体制は十分か。
- ③ 職員の雇用方法、職員確保についての方策と地域住民の雇用拡大についての配慮。

(2) 業務内容に関する提案についての審査基準

- ① 児童福祉事業についての実績・経験について。
- ② 利用児童への支援の基本的考え方や事業所の運営に関する理念について。
- ③ 未就学児の集団・個別療育指導に関する考え方について。
- ④ 就学児童の集団・個別療育指導に関する考え方について。
- ⑤ 利用児童・保護者の意向を尊重した支援や保護者支援の具体的な方策について
- ⑥ 地域の関係機関（こども園、学校、保健機関等）との連携について。
- ⑦ 緊急時の対応、安全管理対策が考えられているか。
- ⑧ 広域的な観点からの地域に資する事業運営の具体的な取り組み。

(3 町の距離的地域特性と施設の位置を考えた利用児童・保護者に資する取り組み)

- ⑨ 療育の質の向上のための工夫、職員のスキルアップ・人材育成の考え方について

(3) 財政面での審査基準

- ① 具体的な加算の取得や現状の利用状況を踏まえた人数見込みなどが考慮された収入となっているか。
- ② 収支のバランスが町財政と利用者サービスの両方のバランスがとられたものとなっているか。
- ③ 収入・支出について今後の具体的なビジョンが持たれているか。

7 成果品

業務完了後に、事業実施概要報告書を1部作成し天塩町役場福祉課福祉係まで提出すること。

8 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報を開示、漏洩又は本業務以外の用途への使用を禁止する。また個人情報の流出には万全を期し、そのために必要な措置を講ずること。なお、受託者の責任に起因する情報の漏洩等があった場合は、「瑕疵等による債務不履行」に該当するものとする。
- (2) 受託者の責任に起因する情報漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) 上記(1)、(2)の項目については委託期間終了後も同様とし、天塩町との協議の上業務の一部を第三者に委託する場合についての委託先についても同様とする。

9 契約金額の精算・確認

当該事業の契約金額を精算するため、事業終了後、可能な限り速やかに精算報告書を天塩町役場福祉課福祉係へ提出する。

10 業務の実施

- (1) 受託者は業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受託者は業務の実施に当たっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受託者は業務の実施に当たって、天塩町及び関係機関職員とのセンター運営会議を開催し、事業の実施状況について定期的な報告をすること。
- (4) 受託者は業務の一部を第三者に再委託する時は、あらかじめ発注者に書面にて報告し、協議の上発注者の承認を得ること。
- (5) 職員確保に当たってはセンターのサービス提供の範囲である天塩町、遠別町、幌延町の留萌北部地域からの優先的な雇用に努める事。
- (6) 仕様書に記載されていない事項については、受託者と天塩町とが協議の上決定することとする。
- (7) 業務遂行にあたり、災害や異常気象などの予期せぬ事態により、仕様内容に大幅な変更が生じる場合には、受託者と天塩町が協議の上、必要であれば契約変更を行うものとする。